第５号様式 (第４条関係)

(その２)

選挙運動用ポスター作成証明書

　下記のとおりポスターを作成したものであることを証明します。

令和７年　　月　　日

令和７年９月21日執行屋久島町議会議員選挙

候補者氏名　　　　　　　　　　㊞

記

|  |  |
| --- | --- |
| ポスター作成業者の氏名又は名称  及び住所並びに法人にあってはその  代表者の氏名 |  |
| 作成枚数 | 枚 |
| 作成金額 | 円 |
| 当該選挙のポスター掲示場数 | 33　箇所 |

備考

　１　この証明書は、作成の実績に基づいて、ポスター作成業者ごとに作成し、候補者からポスター作成業者に提出してください。

　２　ポスター作成業者が屋久島町に支払を請求するときは、この証明書を請求書に添付してください。

　３　この証明書を発行した候補者について公職選挙法(昭和25年法律第100号)第93条第１項(同条第２項において準用する場合を含む。)の規定により供託物が没収された場合には、ポスター作成業者は、屋久島町に支払を請求することはできません。

　４　１人の候補者を通じて公費負担の対象となる枚数及びそれぞれの契約に基づく公費負担の限度額は、次のとおりです。

　　(１)　枚数当該選挙のポスター掲示場数

　　(２)　限度額　1,000円×当該選挙のポスター掲示場数